

作品展示にあたって

(1) 展示場所について（別紙「令和8年度 作品展示スケジュール（予定）」参照）

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ・岡山県庁（岡山市北区内山下 2-4-6） | 1階 県民室 柱5本 |
| ・岡山県生涯学習センター（岡山市北区伊島町 3-1-1） | 1階 展示スペース |
| ・岡山空港（岡山市北区日応寺 1277） | 2階 イベントスペース |
| ・きらめきプラザ（岡山市北区南方 2-13-1） | 1階 県情報コーナー |

(2) 趣旨

「障害」と「障害のある人」に対する県民の理解を深めるとともに、障害のある方が創作活動を頑張る動機、きっかけづくりとなるよう実施するもの。

(3) 展示について

- ・作品募集は、施設・法人等を単位とする。
- ・作品展示期間の始期と終期に、団体において作品入替を行う。
- ・展示できる作品数は、各展示施設により異なる。

※岡山県庁1階 県民室は5作品（柱1本につき1作品）その他の施設は、別紙「令和8年度 作品展示スケジュール（予定）」を参照。

(4) 作品について

- ・展示作品は、絵画等の平面作品とし、大きさ：横75cm×縦100cm以内（柱幅97cm）重量：2kg以内（額縁も含む）を原則とする。（立体造形作品は展示できません。）
- ・作品の選定は施設・法人等に一任するが、本事業の趣旨を踏まえて選定すること。
- ・原則、作品は額縁に入れて展示すること。なお、額縁は施設・法人等側で準備すること。
- ・作品には、氏名、タイトル、施設・法人名等を添えること。また、キャプションとは別に施設の説明文を1か所掲示すること。なお、作者氏名の掲示は、本人及び家族の了承を得ること。（非表示、イニシャル等も可。）
- ・作品展示は、フックやワイヤー等を用いて紐で吊ることを予定している。（重すぎる作品（額縁含む）は展示が難しい場合があります。）キャプション等を展示施設の壁等に貼る場合は、跡が残らないように注意すること。
- ・県ホームページ等に公開するため、展示作品を一覧にしたものを作成し、展示開始1週間前までに障害福祉課まで送付すること。一覧は電子データ（Word、Excel）のいずれかとし、データの大きさは500KB以内とする。

＜注意＞現存する作品を無許可で複製・展示することはできません。

(著作権の保護期間は、作者の死後 70 年です。模写等も、作者の許可が必要です。)

(5) 搬入出について

- ・展示期間の始期と終期に施設・法人等職員で作品の入替を行うこと。（入替日時は別途指示。）作業の前には、障害福祉課（086-226-7343）に連絡すること。

(6) その他

- ・展示にあたっては、障害福祉課職員及び展示施設管理者の指示に従うこと。
なお、展示施設において作品の汚損等が発生した場合の責任は負いかねます。
(展示場所には施設職員が常駐、または監視カメラを設置しています。)